

全ての指標で基準値をクリア

～ 町の健全化判断比率・資金不足比率（令和5年度決算）～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

この法律は『北海道夕張市の財政破綻問題』等を教訓に地方公共団体が財政破綻に陥る前の「早期健全化基準（イエローカード）」を定め、早期に財政状況の是正を図ろうとするものです。

町では全ての比率が基準値をクリアしましたが、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。

引き続き、健全な財政運営に努めて参ります。

◎早期健全化基準・経営健全化基準（イエローカード）を超え

財政健全化計画の策定、議会の議決、外部監査の要求が義務付けられ、毎年実施状況を議会に報告し公表することとなります。

◎財政再生基準（レッドカード）を超える

財政再生計画の策定、議会の議決、総務大臣への協議、外部監査の要求が義務付けられ、国などの関係機関との連携が図られ、必要に応じて、財政再生を図るための措置や財政運営が計画に適合しない場合は、予算の変更を勧告されます。

健全化判断比率の状況

(単位:%)

| 健全化判断比率 | 令和5年度 | 令和4年度 | 早期健全化基準 (イエローカード) | 財政再生基準 (レッドカード) |
|------------|-------|-------|----------------------|--------------------|
| ① 実質赤字比率 | — | — | 15.00 | 20.00 |
| ② 連結実質赤字比率 | — | — | 20.00 | 30.00 |
| ③ 実質公債費比率 | 4.4 | 4.4 | 25.0 | 35.0 |
| ④ 将来負担比率 | — | — | 350.0 | — |

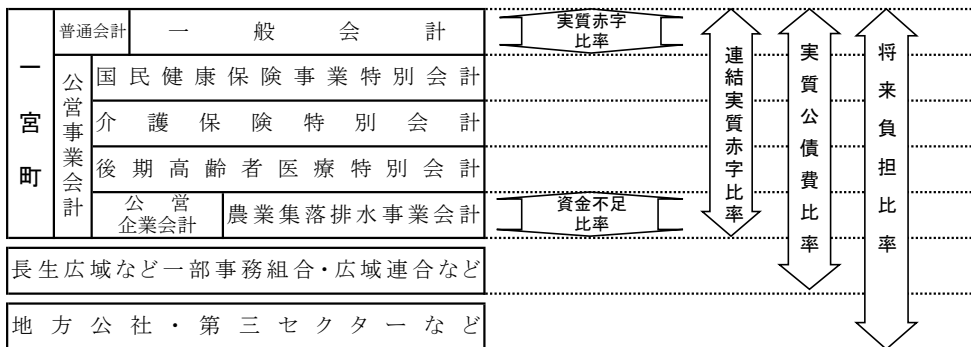
資金不足比率の状況

(単位:%)

| 会計名等 | 令和5年度 | 令和4年度 | 経営健全化基準 (イエローカード) |
|------------|-------|-------|----------------------|
| 農業集落排水事業会計 | — | — | 20.0 |

健全化判断比率の対象範囲は？

対象会計などを図にすると次のようになります。



各比率の解説

■健全化判断比率

① 実質赤字比率

普通会計における実質収支額の標準財政規模に対する割合を表すもので、黒字の場合は数値がありません。

② 連結実質赤字比率

一般会計の他、全ての特別会計における実質収支額の標準財政規模に対する割合を表すもので、黒字の場合は数値がありません。

③ 実質公債費比率

一般会計と特別会計の公債費や債務負担行為償還額その他、長生郡市広域市町村圏組合や十九里地域水道企業団といった一部事務組合の公債費、町負担分を含めた、実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合。

④ 将来負担比率

地方債現在高・債務負担行為の翌年度以降支出予定額・一部事務組合などの地方債の元利償還金に充てる負担見込額・退職手当支給予定額のうち一般会計など負担見込額を合算した、将来町が負担しなければならない額の標準財政規模に対する割合。

■資金不足比率

公営企業の経営健全化を判断する指標で、公営企業毎の資金不足額が事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、黒字の場合は数値がありません。